

バリュエンスグループ サプライヤー行動規範

はじめに

バリュエンスグループは「Circular Design for the Earth and Us」（“地球、そして私たちのために循環をデザインする”）をパーパスとし、地球と私たちのために持続可能な循環する事業活動をデザインし、推進することが社会的存在意義であるとしております。また、「大切なことにフォーカスする人を増やす」をミッション（企業使命）と位置づけ、企業活動を通じて携わるあらゆる方々、一人ひとりの人生を変える価値を提供する企業として、社会との共栄及び企業価値の最大化を目指しております。企業活動に求められるものが大きく変化している今日におきましては、サプライヤー企業の皆さまや、パートナー店舗さまのお取引におきましても、価格、品質、納期といった従来 of 要素に加えて、環境、人権、ガバナンスなどの ESG 課題への対応が求められております。

このような背景において、バリュエンスグループに物品やサービスをご提供いただくお取引先の皆さまと共に遵守していくべき事項を「バリュエンスグループ サプライヤー行動規範」（以下、本規範）として定めました。サプライヤーさまとともに、本規範を遵守することにより社会的責任を果たし、持続的な成長の実現を目指していきたいと考えております。つきましては、バリュエンスグループの業務活動のために物品やサービスをご提供いただくサプライヤーさま、バリュエンスグループが買取・販売業務を委託するパートナー店舗さまにおかれましては、以下一覧表に定めた規範へのご理解と遵守をお願いすることを通じて、相互信頼に基づく良好な関係構築ならびに責任ある持続可能なお取引をお願いするとともに、お取引先様のサプライチェーンにもこれを展開していただくことをお願い申し上げます。

目的

本規範は、バリュエンスホールディングス株式会社及びそのすべてのグループ会社（以下、グループ会社と合わせて「バリュエンス」）が、サプライヤーの皆さまに対して期待する業務行動の基準を定めたものです。本規範は、サプライヤーとバリュエンスの間で締結される特定の契約事項に取って代わるものではありません。

適用範囲

本規範は、バリュエンスに物品またはサービスを提供するすべてのサプライヤーおよび買取・販売業務委託先（パートナー店舗）に適用されます。

運用

バリュエンスと取引のあるサプライヤーは、法的に認められている範囲内で、本規範を遵守することが期待されます。また、サプライヤーとバリュエンスとの取引に関連したサプライヤーの協力事業者に対しても同水準の業務行動を求めていただくことを期待します。

外部通報窓口

サプライヤーは、サプライヤーとバリュエンスの取引に関連した事業活動において、各国・各地域の法令または本規範に違反する、もしくは違反が疑われる行為を発見した場合は、バリュエンスに報告することが期待されます。下記の外部通報制度をご利用いただくこともできます。

外部通報制度：<https://www.valuence.inc/external-reporting-system/>

報告したことにより報告者が特定されないよう、秘密保持および個人情報保護を徹底します。

改廃

本規範は、バリュエンスホールディングス株式会社の取締役会が制定及び改定を行います。事業活動の進展や外部ビジネス環境の変化に応じて内容を改定し、バリュエンスのWEBサイトで公開するとともに、サプライヤーにご案内します。

2024年6月28日 制定

1. 人権尊重

1.1 国際的な人権基準の尊重・遵守

サプライヤーは、世界人権宣言、労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言、ビジネスと人権に関する指導原則等に基づき人権を尊重します。

1.2 現代奴隷・人身売買・強制労働・児童労働の禁止

サプライヤーは、現代奴隷、人身売買、強制労働、児童労働などの人権侵害を行わず、その遵守を徹底します。

1.3 差別の禁止

サプライヤーは、人種、宗教、年齢、性別、国籍、障がい、性的指向、性自認等による差別を禁止します。

1.4 人道的待遇

サプライヤーは、ハラスメント行為、体罰・虐待・拷問、精神的および肉体的強要、いじめ、公衆の面前での辱め、言葉の暴力などの非人道的な扱いを禁止し、これらに関する懲戒方針や手順を定め周知します。

1.5 労働時間の遵守

サプライヤーは、各国・各地域の各種法律に則り、臨時的な特別の事情なしに法定時間外労働の上限を超えた労働や、適切な休憩の取得を妨げることを禁止します。

1.6 賃金および福利厚生

サプライヤーは、労働契約や就業規則で定められた賃金を所定の支払日に支払います。また、法律で定める最低賃金額に関わらず、労働者とその家族が基本的ニーズを満たすための十分な賃金に配慮します。

1.7 結社の自由

サプライヤーは、労働者の労働組合加入やその組合結社による決定を妨げません。また、労働組合からの脱退を雇用条件としたり、組合員であるという理由や労働時間外又は使用者の同意を得て労働時間中に、組合活動に参加したという理由などによる解雇等の不利益な取扱いをしません。

2. 労働安全衛生

2.1 労働安全衛生関連法令の遵守

サプライヤーは、各国・各地域の労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生にかかわる届け出や申請を行い、その運用に関する要件を遵守します。

2.2 職務上の安全

サプライヤーは、労働に関係する負傷及び疾病の発生を防ぎます。また、快適な職場環境の実現と労働条件の改善を通じ、労働者の安全と健康の確保に努めます。

2.3 労働災害および疾病

サプライヤーは、安全衛生の管理に必要な事項を定め、従業員の心身の健康の増進と危険防止に必要な措置を講じます。

2.4 安全衛生のコミュニケーション

サプライヤーは、労働契約および労働に関係する負傷及び疾病が発生しうるあらゆる危険源について、労働者の理解できる言語による情報提供と支援を行います。

3. 環境保全と環境負荷の軽減

3.1 製品・サービスにおける環境負荷軽減や環境再生

サプライヤーは、環境課題として認識している問題の解決に貢献するサービス・商品の開発に取り組みます。

3.2 資源の持続可能な調達・利用

サプライヤーは、水を含む資源の持続可能な調達・利用を推進します。

3.3 環境汚染の防止・生物多様性の保全への対応

サプライヤーは、事業による生態系への影響に配慮し、環境汚染の未然防止、生物多様性の保全に努めます。

3.4 気候変動への対応

サプライヤーは、温室効果ガスの排出削減や省エネルギー、再生可能エネルギー化を推進します。

3.5 廃棄物の削減と適切な処理

サプライヤーは、廃棄物の削減と再利用を推進します。

4. 公正な事業活動

4.1 法令遵守

サプライヤーは、各国・各地域の法令を遵守し、高い倫理観に基づき誠実に行動します。

4.2 腐敗・贈収賄の防止

サプライヤーは、あらゆる形態の腐敗の防止に厳しく取り組み、国内外を問わず、また、相手方が公務員等であるか民間人であるかを問わず、直接的または間接的な賄賂の提供、約束、贈与、受領、または勧誘、ファシリテーションペイメント、その他の不適切な贈答・接待・利益供与を行いません。

4.3 利益相反の禁止

サプライヤーは、自分の利益のために会社の利益を損なう、あるいはそう見えるような利益相反行為を行いません。

4.4 公正な競争・独占禁止

サプライヤーは、自由で開かれた競争に関連する各国・各地域の法令を遵守し、常に公正な競争を行います。

4.5 反社会的勢力への対応

サプライヤーは、反社会的勢力に対していかなる関係も持たない企業姿勢を堅持し、毅然とした態度で対応することで、一切の関係を排除します。

4.6 マネーロンダリングの防止

サプライヤーは、テロリストに資金を供与する取引や各国政府等が取引を禁じた者との取引、マネーロンダリングなどの犯罪行為には一切関与しません。

4.7 会計報告と納税義務の履行

サプライヤーは、適時・適切な会計報告を行うとともに、適正な納税を行います。

4.8 情報管理の徹底

サプライヤーは、会社および会社が第三者から開示を受けた個人情報・機密情報を厳重に管理し、これを第三者に漏洩せず、また会社の業務の目的にのみ使用します。

4.9 サイバーセキュリティの徹底

サプライヤーは、サイバー攻撃などの脅威に対し、各国・各地域の関連基準やガイダンスに準拠するサイバーセキュリティプロセスを構築・実行し、十分な対策を講じます。

4.10 知的財産権の保護と尊重

サプライヤーは、創作された会社の知的財産権の適切な保護に努めるとともに、第三者の知的財産権を尊重します。

5. リスク管理体制

5.1 リスク評価・管理

サプライヤーは、人権、環境、公正な事業活動等に関するリスクについて検討し、リスクの軽減、管理に取り組みます。

5.2 BCP の構築

サプライヤーは、災害や不測の事態に備え BCP(事業継続計画)の構築に積極的に取り組みます。

6. 救済措置

6.1 通報制度の構築

サプライヤーは、従業員の苦情や通報を受け付け、従業員を被通報者やサプライヤーからの報復のおそれから保護するとともに、プライバシーに配慮しながら、こうした苦情等の改善に向けた適切な対応を採ります。

6.2 報復の禁止

サプライヤーは、懸念事項の相談・報告または調査への協力に対する一切の不利益な取り扱いや報復行為を許容しません。